

  申告に必要なものをチェックしましょう

- ①申告書および申告受付票（市役所新館5階の申告会場にもあります）
- ②印鑑（朱肉の必要なもの）
- ③給与や年金の源泉徴収票
- ④作成した営業・農業・不動産などの収支内訳書または帳簿など
- ※領収書は経費ごとに必ず整理・集計し収支内訳書に記載してください。
- ⑤平成27年中に支払った次の領収書を集計したもの



▷国民年金保険料▷国民健康保険税▷介護保険料▷後期高齢者医療保険料▷生命保険料（一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料）▷地震保険料▷医療費の控除証明書や領収書など

※領収書は必ず集計してください。

- ⑥本人または扶養される人が障害者などであることを証明するもの（障害者手帳など）

▶書類やレシートなどは必ず整理・集計し、事業所得などのあるかたは、**収支内訳書を作成の上、持参**してください。

◆自分で書いて提出も  
できます

申告時間の軽減や自分の申告内容の把握のため、自書申告を推進しています。自分で申告書を作成されたかたは、郵送で提出してください。不明な点があれば後日、照会します。

◆申告をしなかった場合

▼国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減の適用や、国民年金保険料の免除が受けられない場合があります。

▼保育所への入所、市営住宅への入居、児童扶養手当の受給、金融機関からの借り入れなどに必要な所得証明書などの交付が受けられません。

◆営業・農業・不動産  
などの所得があるか  
たが申告をする場合

書類やレシートは必ず整理・集計し、収支内訳書を作成してください。

**整理・集計・収支内訳書作成をしていないかたは、整理・集計・収支内訳書作成後の受け付けとなります。**

◆上場株式など配当の  
確定申告をする場合

配当控除や損益通算によって税額の還付を受けようとする場合は確定申告が必要ですが、それに伴い、国民健康保険税の算定や扶養の判定、各種控除（所得基準）などに影響が出ることがあります。

◆東日本大震災に対する  
寄附金控除

原則として寄附した団体からの領収書が必要ですが、震災関連寄附金については振込依頼書の控えや郵便振替の半券（共に原本）でも申告できます（寄附団体によっては、他に確認書類を求められる場合があります）。

◆その他

税務署から確定申告書が郵送されたかたには市・県民税の申告案内は行いません。申告が必要なかたで申告書の郵送を希望するかたはご連絡ください。

※申告書は、市ホームページからもダウンロードできます。

平成27年分確定申告のお知らせ

〒100-8585 十和田税務署 ☎019-3151

とき 2月16日(火)～3月15日(火) ※土・日曜日、祝日を除く。  
午前9時～午後5時

ところ 十和田奥入瀬合同庁舎1階

種類	申告・納期限
所得税・復興特別所得税、贈与税	3月15日(火)
消費税・地方消費税	3月31日(木)

※国税庁ホームページからも申告できます。



▲会場内にe-TAXコーナーを設置します

便利なe-TAX（パソコン申告）をお勧めします

ご自身でパソコンを使用し、申告書を作成するコーナーを設置。指導員が操作の仕方を説明します。

